

公立大学法人長野県立大学の業務実績評価に関する基本方針

令和元年 6 月 18 日 制定

公立大学法人長野県立大学評価委員会

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）の規定に基づき、公立大学法人長野県立大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人長野県立大学（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を実施するにあたっての基本方針を以下に定める。

1 評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、法人の中期計画の進捗状況を評定するものとする。
- (2) 評価は、教育研究の特性、自主性・自律性に配慮しつつ、法人の継続的な質的向上に資するものとする。
- (3) 評価の一連の過程を通じて、法人の状況を分かりやすく示し、地域社会への説明責任を果たすものとする。
- (4) 中期目標の達成を確保する上で、支障となると考えられる業務運営上の課題を明らかにし、業務の改善・充実に資する。
- (5) 評価は、法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや、次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとする。

2 評価の種類と目的

評価委員会においては、法第 78 条の 2 の規定に基づき、以下の評価を実施する。

- (1) 各事業年度の業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）
各事業年度において、中期計画の実施状況を法人が調査・分析して、自己評価を行った業務実績報告書等に基づき、当該事業年度における業務全体について総合的な評価を行うことにより、業務運営の改善・充実に資することを目的とする。
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「見込評価」という。）
中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度の終了時において、中期計画の達成見込みの状況を法人が調査・分析して、自己評価を行った業務実績報告書等に基づき、当該中期目標の期間終了時に見込まれる業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人の業務全般にわたる検討や次期の中期目標・中期計画の策定に活用することを目的とする。
- (3) 中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）
中期目標の期間終了時において、中期計画の達成状況を法人が調査・分析して、自己評価を行った業務実績報告書等に基づき、当該中期目標の期間における業務全体について総合的な評価を行うことにより、業務運営の改善・充実に資することを目的とする。

3 評価方法

評価は、評価の種類に応じ、以下のとおり、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

なお、見込評価又は中期目標期間評価を行うに当たっては、法第 79 条の規定に基づき、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項に規定する認証機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

(1) 年度評価

ア 項目別評価

中期目標・中期計画に定められた各項目の進捗状況または達成状況を確認し、項目別に評価する。

イ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標・中期計画の進捗状況または達成状況の全体について総合的に評価を行う。また、必要がある場合、業務改善その他の勧告を行う。

(2) 見込評価

ア 項目別評価

中期目標・中期計画に定められた各項目について、中期目標の期間の 1 年目から 4 年目までの進捗状況または達成状況を確認し、項目別に評価する。

イ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標・中期計画の進捗状況または達成見込みの状況の全体について総合的に評価を行う。また、必要がある場合、次期の中期目標・中期計画の策定に資するよう勧告を行う。

(3) 中期目標期間評価

ア 項目別評価

中期目標・中期計画に定められた各項目の進捗状況または達成状況を確認し、項目別に評価する。

イ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標、中期計画の進捗状況または達成状況の全体について、総合的に評価を行う。

4 その他

- (1) 評価結果の決定に際し、評価の透明性・正確性を確保するために、評価委員会は法人に評価結果の原案に対する意見を申し出る機会を付与する。
- (2) 本評価方針は必要に応じて、評価委員会での協議を経て見直すことができる。
- (3) この基本方針に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は評価委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要領は令和元年 6 月 18 日から施行する。